

# **北九州市小中一貫教育検討会議 報告書**

## **～「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」改訂に 向けた基本的考え方～**

**令和3年7月**

# 目 次

<b>はじめに</b>	1
<b>1. 本市におけるこれまでの小中一貫・連携教育の推進状況</b>	2
(1) 北九州市小中一貫・連携教育基本方針（旧方針）の策定	
(2) 旧方針の策定後的小中一貫・連携教育の状況	
<b>2. 基本的な方向性</b>	3
(1) 改訂に至った経緯	
(2) 小中一貫教育と小中連携教育	
(3) 基本的考え方	
<b>3. 実施事項</b>	5
(1) 小中一貫教育の実施	
(2) 小中連携教育のさらなる推進	
(3) 教育委員会における取組	
<b>4. 目標等</b>	8
<b>5. その他意見等</b>	8
<b>資料編</b>	10
・資料 1 検討会議構成員一覧	
・資料 2 検討会議開催状況	

## はじめに

北九州市教育委員会では、平成 25 年 1 月に「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」を策定し、「小中一貫・連携教育」を「小中学校が義務教育 9 年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力向上、体力向上、『中 1 ギャップ』の解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標を設定し、一貫した考えを共有しながら連携すること」と定義し、既存の小中学校の施設のもとで、平成 25 年度から市内すべての小中学校で実施し、全市的に小中一貫・連携教育を推進してきた。

基本方針策定後、平成 28 年度に 9 年間一貫した新たな学校種である義務教育学校が創設され、小中一貫教育に関する制度化が進むなど小中一貫・連携教育を取り巻く状況は大きく変わってきた。

基本方針については、策定してから 8 年以上経過しており、これまでの小中一貫・連携教育の進捗状況や国の動き、他都市の取組も踏まえて、内容等に関して再度検討するため、「北九州市小中一貫教育検討会議」（以下、「本検討会議」という。）を設置し 5 回の会議を開催した。

この報告書は、基本方針の改訂を行う上で参考となるように、これまでの本検討会議での議論を踏まえ、「『北九州市小中一貫・連携教育基本方針』改訂に向けた基本的考え方」として新基本方針に盛り込むべき視点・今後の方向性等についてまとめたものである。

構成員一同、本検討会議の議論が北九州市の小中一貫・連携教育の充実に資することを心から願っている。

## 1. 本市におけるこれまでの小中一貫・連携教育の推進状況

### (1) 北九州市小中一貫・連携教育基本方針（旧方針）の策定

- 近年、社会が大きく変化してきており、例えば、少子高齢化や核家族化の進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域コミュニティの弱体化等により、児童生徒の学習指導上、生徒指導上の課題が多様化・複雑化し、小学校、中学校単独では解決することが困難な教育課題が生じている。
- 特に、いじめ・不登校などが中1で急増するいわゆる「中1ギャップ」については長年課題とされており、その原因の一部に小中学校の教職員の相互の指導内容や指導方法等に関する相互理解の不足、児童生徒に関する情報交換や共通理解の不足などが指摘され、小中学校間の切れ目のない指導や情報連携が求められている。
- このような中で、本市では、平成25年1月に「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」（以下、「旧方針」という。）を策定し、「小中一貫・連携教育」を「小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力向上、体力向上、中1ギャップの解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標を設定し、一貫した考えを共有しながら連携すること」と定義し、現在の小中学校の施設のもとで、平成25年度から市内すべての小中学校で実施することとしてきた。

### (2) 旧方針策定後的小中一貫・連携教育の状況

- 旧方針を策定してから既に8年以上が経っており、その間に教育委員会としても、小中一貫・連携教育推進センターの配置など小中連携のための体制整備や、子どもつながりプログラムなど9年間を通じたプログラムを学校に提供してきた。
- また、この間、学習指導要領の改訂などに伴い、中学校の外国語科の教員や体育科の教員を小学校へ配置したり、小学校高学年において一部教科担任制を導入するなど、小中間の人的交流を進めてきた。
- 各小中学校においても、地域の実情に応じて様々な取組を行っており、小中学校が連携した取組を行うということは定着している。例えば、管理職による定期的な意見交換・情報交換や児童生徒に関する情報交換、合同研修会に関しては、ほぼすべての中学校区で実施されている。
- 一方で、小中一貫・連携教育の目的・理念が教職員へ十分に浸透していないことから、教職員の交流について、形式的には一緒に研修を行っているものの、小学校と中学校の教員でそれぞれ分かれて座り、ほとんどお互いに話さないなど、実質的な交流が行われていない事例があることも指摘されている。

- また、小中学生による合同授業・合同行事を実施している中学校区は約半数であるなど、児童生徒の交流に関しては地域によって実施状況に違いがあるという状況にある。
- さらに、中学校進学後に新たに長期欠席となる生徒は一定数おり、また、小学校高学年でのつまずき、小中ギャップなど必ずしも小中一貫・連携教育で対応しようとした課題が解決できたとは言えない状況にある。

## 2. 基本的な方向性

### (1) 改訂に至った経緯

- 9年間一貫した新たな学校種である義務教育学校が平成28年度に創設され、小中一貫教育に関する制度化が進むなど小中一貫・連携教育を取り巻く状況は旧方針策定後、大きく変わってきている。
- また、上記のとおり、本市の小中一貫・連携教育は一定の成果を出しつつも、引き続き課題もある状況である。
- これらのことから、これからの時代にふさわしい新しい基本方針（以下、「新方針」という。）を策定する必要があると考える。

### (2) 小中一貫教育と小中連携教育

- 今後本市において進めていくべき方向性を明らかにするため、小中一貫・連携教育を「小中一貫教育」と「小中連携教育」に区分する。
- 本市における「小中一貫教育」は、これまでの小中一貫・連携教育の実施状況を踏まえ、「小中学校が9年間を通じて協同で教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」とする。
- また、「小中連携教育」は、文部科学省が示しているものと同様に「小中学校の教職員がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育」とする。
- いずれの場合も、旧方針の「小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、学力向上、体力向上、小中ギャップの解消（※）など、中学校区の状況を踏まえた教育目標・9年間で目指す子どもの姿を設定し、一貫した考え方を共有する」理念は継続させる。

※ 中学校における様々な生徒指導上・学習指導上の課題は、小学校段階での潜在的問題と関わっている場合が多いと考えられ、「中1ギャップ」の解消として小中学校の接続面だけの取組に終わることなく、小学校高学年でのつまずきを防ぐなど「小中ギャップ」の解消として、義務教育9年間全体での取組を充実

させることが重要である。

### (3) 基本的考え方

- 令和元年8月に策定した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(以下、「教育プラン」という。)における本市の学校教育が目指す子どもの姿は「自立し、思いやりの心をもつ子ども」「新たな価値創造に挑戦する子ども」「本市に誇りをもつ子ども」である。旧方針においても、教育プランの目標の達成に向けて、小中学校の教職員が義務教育9年間を通じて、従来の6・3制にこだわることなく柔軟にきめ細かい指導にあたることが必要としており、引き続き目指す子どもの姿の実現に向けて、一貫性・連続性のある教育活動を行うべきである。
- 文部科学省が小中一貫教育を行う設置者やその取組を行う学校に調査した結果としては、小中一貫教育は、小中学校の教職員間での打ち合わせ時間の確保など、項目によっては課題があるとの回答の割合が高いものの、学習指導、生徒指導、教職員の協働等に関する質問で成果があったとする回答の割合が高く、一定の成果があったものと考えられる。
- また、教育プランでは、例えば、「施策7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応」といった施策の項目を設定し、長期欠席児童生徒の割合など、小中ギャップとの関連する指標を「重点指標」などとしている。さらに、学力・体力に関しても、全国平均を超えるという目標を立てており、これらへの対応においても、9年間を見通したカリキュラムの設定や対策を進めていくことは効果があると考える。
- 上記のことから、本市では、小中一貫教育の実施を目指し、中学校区の児童生徒の実態及び課題を踏まえて可能なものから積極的に取組を進めていくべきである。
- 将来的には、小中一貫教育に取り組む学校の中から、高い教育効果が見込まれる新たな学校種である「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）」といった小中一貫教育校の設置についても検討することが望ましい。
- 一方で、複数中学校へ進学する分離進学等の校区の実情で、小中一貫教育を実施することが困難な学校もあるため、その解決に向けて小中学校の校区が一致するよう通学区域の見直しを行うべきである。ただし、当該見直しが図られるまでの間は、引き続き小中連携教育の充実に取り組むことが必要である。

- 本市が目指す子どもの姿の実現のためには、小中学校の教職員が「義務教育 9 年間で子どもを育てる」という意識を持ち、それぞれが果たすべき役割とチームワークを最大限に發揮し、9 年間を通じた学習指導・生徒指導を行うとともに、地域と小中一貫・連携教育の意義を共有し、9 年間を通じた学校・家庭・地域の連携を通して、これから時代を生きる子どもたちを、多くの目で見守り、育てることが重要である。
- 旧方針では、個別分野ごとに主な取組を示し、その実現等に取り組んできたが、旧方針策定後に小中連携の取組が定着してきたことや、地域の実情を最大限反映した取組とすべきこと、教職員の負担軽減の観点から焦点を絞った取組とするために、具体的な取組内容については重点のみ示すべきと考える。

### 3. 実施事項

#### (1) 小中一貫教育の実施

##### 【本市の学校全体に関する内容】

- 本市は「SDGs 未来都市」として、全市をあげて SDGs に取り組んでおり、教育プランでも「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を踏まえた学校教育の推進を図ることとしている。9 年間を通じて、SDGs への関心を深め、世界や日本、本市に存在する課題を主体的にとらえ、持続可能な社会の実現に向けて自ら行動を起こせるようになることは、教育プランの「目指す子どもの姿」の実現につながるものである。そのため、小中一貫教育として、全学校で 9 年間を通じて SDGs に関連する学習に取り組むとともに、地域の課題を解決するために中学校区の特性を活かした活動を行うことが望ましい。
- 今後も市の方針及び教育プランに基づき、その時代の教育目標、目指す子どもの姿の実現を目指して、必要とされる取組を検討する必要がある。
- また、小学校高学年における一部教科担任制については、学級担任と専科教員という複数の教員による多面的な児童理解が図られるとともに、学びの連續性を確保し中学校の学習スタイルへの円滑な移行につながるなど小中ギャップの解消等にも効果があるものである。本市では、中学校のみの免許を有している教員を小学校に配置し、免許を有している教科とともに学級担任を担う「一部教科担任制」を実施しており、これらの教員の配置がない学校も含めて小学校内における持ち合い授業などを行うことで、全市的に小学校高学年における教科担任制を進めていくことが必要である。

## 【一部の学校での実施に関する内容】

- 各中学校区における小中一貫教育の実施については、中学校区でのこれまでの小中連携教育の取組、分離進学の状況、地域の理解、校舎間の距離などを踏まえて、各中学校区で実施するかどうかを検討することが必要である。
- 小中一貫教育を実施する学校は、9年間を通じた教育課程の作成をはじめとした取組を行うこととし、教育委員会としては、効果が高いと考えられる取組等について、その実現に必要な支援を可能な限り行う必要がある。
- また、「地域とともにある学校づくり」を推進し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働本部が一体的に機能することで、目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど相乗効果が期待できる。
- なお、「各中学校区での実施内容例」については、以下に考えられる例を列挙するが、教育委員会において新方針やガイドライン等で、学校が取り組みやすいよう整理し、明示することが必要である。

＜各中学校区での実施内容例＞※◎印のみ必須事項。その他中学校区の実情に応じて実施。

- ◎小中協同で中学校区の子どもにつけたい力等を明確にした9年間のカリキュラム編成と実施
  - ・地域の特性を生かした校区独自の継続した教育活動の設定（総合的な学習の時間、学校行事、児童会・生徒会活動）
  - ・学校行事等の合同実施
  - ・児童生徒の発達段階に応じた教育課程（4-3-2、5-4などの学年区分）
  - ・小学校高学年や中学校1年生などの相互乗り入れ授業の実施
  - ・中学校区内で学力等の面で課題のある分野に関して9年間を通じた対策の実施
  - ・家庭学習に関して9年間を通じた見通しを中学校区で作成・家庭に提示
  - ・生活習慣への指導について9年間を通じた見通しを中学校区で作成・提示
  - ・小学校高学年の部活動への参加
  - ・地域と中学校区における教育上の課題を共有し、9年間を通じた子どもの育成方針などについて議論・決定（コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の中学校区での設置等）

等

## (2) 小中連携教育のさらなる推進

- 教職員や児童生徒の交流などの小中連携教育に関する取組については、主に以下の事項を中心に、各中学校区の実情に応じて、定期的に学校同士で意見交換しながら実施することが必要である。
- 現在、全中学校区に設置している地域学校協働本部の活動を通じて、地域と小中（一貫・）連携教育の意義を共有し、学校・家庭・地域が連携した取組を実施すべきである。
- なお、各中学校区においては、現在実施している交流等の小中連携の活動に関して成果や課題を確認し、その意義や目標を整理した上で、実施内容等について見直すことも必要である。

<各中学校区での実施内容例> ※中学校区の実情に応じて実施。

- ・合同研修会等に基づく中学校区内の学力・体力向上の状況の把握
- ・中学校区内の学校の教員同士での授業見学
- ・学校行事等での児童生徒の交流
- ・中学校区合同でのケース会議の実施（生徒指導、特別支援教育等）
- ・中学校区内の生徒指導主事・主任による情報交換会
- ・小学校・中学校の生徒指導に関するそれぞれの工夫等の共有
- ・小学校の不登校などの状況を中学校と共有
- ・地域学校協働本部と連携した地域活動への小中合同での参加等

## (3) 教育委員会における取組

- 教育委員会ではガイドラインを作成し、小中一貫・連携教育の意義、小中一貫教育と小中連携教育との違い、小中連携教育を効果的に行っている取組例、小中一貫教育を行う上で9年間を通じたカリキュラム編成の参考事例や手順などを示すことが必要である。
- また、旧方針では、現在の小中学校の施設のもとで、小中一貫・連携教育を推進することとしていたが、文部科学省の調査によると、特に施設一体型については高い教育効果が期待されることから、今後は校区の状況等も踏まえながら、施設一体型の小中一貫教育校の設置についても検討を行るべきである。
- 小中一貫教育校に関する検討においては、学級規模や校区の広さ、校舎等の施設などあわせて検討する必要があるため、「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」の見直しが必要となる。

- 令和4年度に小中一貫教育を行うモデル校区を指定し、児童生徒の実態や地域の特色を生かした教育課程の編成や教職員組織の連携、教育効果等に関する検証等を行う。モデル校に対しては、中学校区内の各学校をつなぐコーディネーターの配置を行うなど、他の学校の参考になる取組となるように、教育委員会としても取り組む必要がある。
- なお、モデル校区の指定にあたっては、地域全体で9年間で子どもを育てる観点から、コミュニティ・スクールを核とした地域連携のあり方の検討も必要である。また、施設形態による小中一貫教育のあり方を研究するために、「隣接型」、「施設分離型」とタイプが異なるモデル校区の指定が望ましい。
- 小中一貫・連携教育を推進するため、教員採用試験などを通じて、小中学校の免許の併有を進めるとともに、教員の経験を豊かにする観点も含めて、両方の校種での経験を積極的に積むことができる仕組みも必要である。

#### 4. 目標等

- 旧方針と同様に目標値を設定しない場合は、従来どおり各学校の小中一貫・連携教育の実施状況を確認するとともに、教育プランの指標のうち、特に「長期欠席児童生徒の割合が全国平均以下」、「地域の行事に参加する児童生徒の割合が全国平均以上」に関する指標について、小中一貫・連携教育に関連する指標としてモニタリング等を行うことが必要と考える。
- 特に、小中一貫教育を実施する学校においては、小中合同で児童生徒の実態や地域の特色を生かした9年間を通じた教育課程を編成するとともに、地域も交えて小中一貫教育において目指す目標を立てるべきである。
- 新方針策定後、一定期間（5年を目途）経過後、もしくは国の動向や教育プランの進歩等を踏まえて、必要に応じた方針の見直しを行うべきである。

#### 5. その他意見等

- 本市の喫緊の課題である長期欠席児童生徒への対応について、小中一貫・連携教育を通して対象児童生徒や家庭へのケア、サポートに特化した取組の視点も考慮してもらいたい。
- 子どもの意識調査を行うことで、小中連携の成果と課題も析出され、調査結果から見えた子どもたちの変化や成長こそ教員を動かす原動力になる。
- 地域の特色を生かして期待される教育効果の指標があればいい。「子どもたちをこういう姿にしたいのでここに力を入れる」といった質的な指標も大事である。

- 小中一貫教育のみならず、小中連携教育においても、地域も交えた目標設定を行うことが望ましい。
- 地域とともにある学校づくりは、教職員にとっては負担感を感じるものであるかもしれないが、本来は学校を楽にする発想である。市民センターなど地域の機能を発揮して関わることで、学校以外でも子どもたちに力がついて目指す姿に近づいていった、など具体的な教育効果が示される事例が大事であり、ぜひモデル事業での実践に期待する。
- 新方針策定にあたっては、教職員、保護者、地域住民等の誰もが、小中一貫・連携教育の意義を理解できるよう、分かりやすく明示すべきである。
- 各中学校区で「〇〇中学校区 9 ケ年教育」と教育目標を立て、その実現のために「誰がいつ何をすべきなのか」を明確にして、成果を示すことで確実に 9 ケ年の教育が現場に浸透していく方法が望ましい。校区清掃一つをとっても小中学校の教員がこの活動を通して子どもたちにどんな力を身に付けさせたいのかを共有して取り組むことが、結果的に 9 ケ年を通じた 15 の春につながっていく。

## ■資料1 検討会議構成員一覧

大島 まな	九州女子大学人間科学部教授
恒吉 紀寿	北九州市立大学文学部教授【座長】
森 保之	福岡教育大学大学院副学長（教職大学院拡充担当）
楊 川	九州国際大学現代ビジネス学部准教授
シャルマ 直美	北九州市教育委員
三浦 隆史	北九州市 PTA 協議会会长【座長代理】 (第4回まで小森 潤一郎)
宮地 久男	北九州市自治会総連合会副会長
緒方 真奈美	小倉中央小学校校長
吉原 治彦	若松中学校校長
浦田 優斗	大蔵小学校教諭（専任生徒指導主任）
杉山 由香恵	守恒小学校主幹教諭
湯浅 香織	八児中学校主幹教諭（第3回まで参加、参加時の所属）

## ■資料2 検討会議開催状況

第1回会議（令和2年11月19日）

- ・国の動向について
- ・北九州市の取組について

第2回会議（令和3年2月2日）

- ・北九州市の校区の状況について
- ・小中一貫・連携教育の形態について
- ・市及び県内（宗像市・宮若市）事例ヒアリング

第3回会議（令和3年3月19日）

- ・小中一貫教育の最近の動きについて
- ・札幌市ヒアリング
- ・論点等について

第4回会議（令和3年5月14日）

- ・基本方針改訂に向けた基本的考え方（案）について

第5回会議（令和3年6月28日）

- ・北九州市小中一貫教育検討会議報告書（案）について